

令和2年度いじめ対応マニュアル

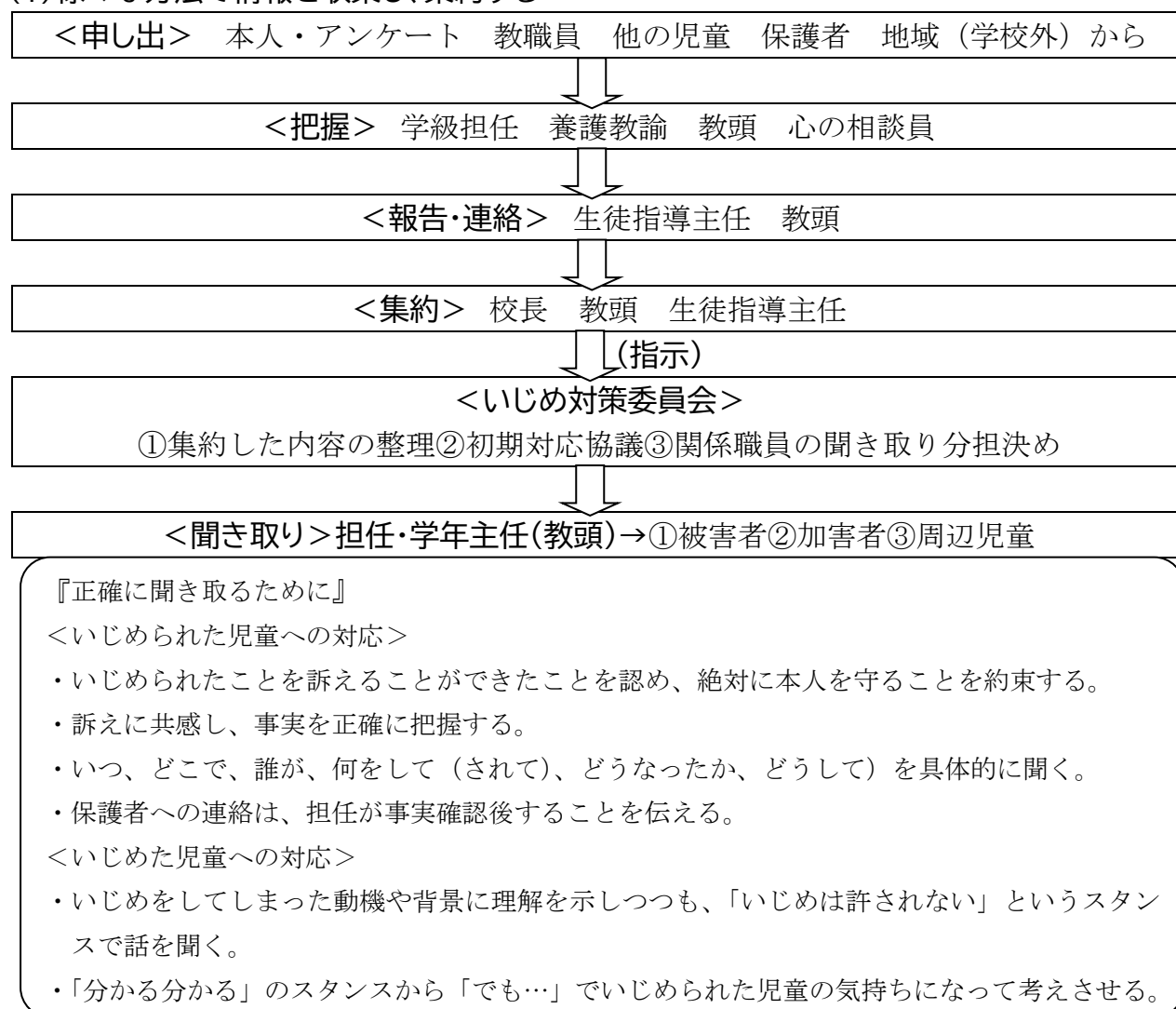
上田市立東塩田小学校

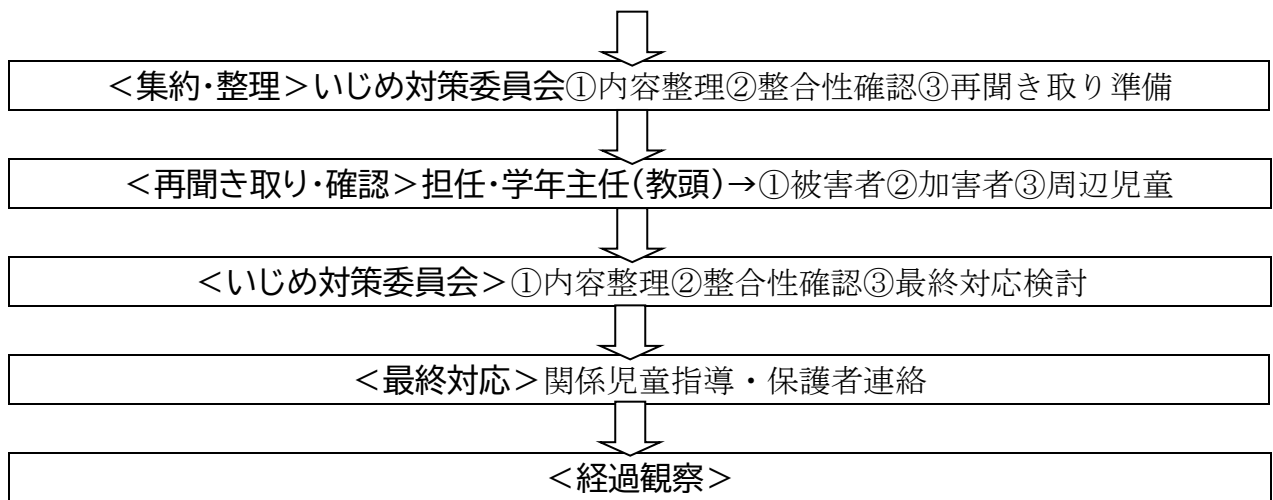
1 いじめを出さないために、学校として大切にしていること

- (1) いじめは、いつでも、どこでもどんな状況でも起きる可能性があるという前提に立ち、「いじめは絶対許されない」という共通意識を教職員・児童・保護者・地域で共有する。
- (2) 「いじめられている児童を絶対を守り通す」というスタンスを貫き通し、事象に直面した場合には毅然とした態度を取る。
- (3) 事象を発見した場合には、自分一人で対応したり判断したり抱え込んだりせず、校長・教頭・生徒指導主任に報告し、チームで対応する。
- (4) 事象発見後、すばやく対応する。(早期発見・早期解決)
- (5) いじめられている児童や保護者の気持ちに寄り添い、ていねいに事実を聞き取る。
- (6) 情報提供があった場合、秘密を厳守することを約束し、守る。
- (7) 情報を正確に聞き取り、記録に残す。

2 具体的対応について

(1) 様々な方法で情報を収集し、集約する





(3)最終対応終了後

- ①職員会（終礼）で全職員へ報告する

<報告記入用紙（形式）>

学年・組	
児童氏名	
担任名	
日時	
場所	
詳細（時系列で端的に）	
担任指導	
学校のとった対応	

- ②全校で統一した指導が必要か検討する。
 ③全校指導が必要な場合、生徒指導主任がまとめ、提案する。
 ④市教委へ報告

3 その他

- (1) 月末、全校児童に「こころのアンケート」を配り、いじめの事実について把握する。
 (2) 毎週末の終礼や職員会でいじめに関する情報交換を行い、職員全体で、共通認識を持つ。